

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の目的

障害がある人の地域生活と就労をすすめ、自立を支援することを目的とした障害者自立支援法が平成18年度に施行され、障害福祉サービスは身体障害・知的障害・精神障害の三障害を一元化した新体系のサービスとして実施することになりました。

必要なサービスを的確に提供するため、すべての市町村が3年を1期とした障害福祉計画を策定することになりました。本市では、平成19年3月に「寝屋川市障害福祉計画（第1期計画）」（計画期間は平成18～20年度）を策定し、事業者等と連携して障害福祉サービスや地域生活支援事業を推進するとともに、障害福祉サービス等を推進するしくみづくりに取り組んできました。新体系のサービスは徐々に増加し、利用者数や利用量も増えてきています。また、利用者負担やサービスを提供する事業者への報酬のあり方など、制度運用や制度改正に向けた検討もすすんできています。

あわせて本市では、今後の障害者支援の基本方向となる「寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）」を平成20年3月に策定しました。この計画は「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり」を基本理念に掲げ、市民、関係団体、事業者等と連携し、みんなでノーマライゼーションのまちづくりをすすめていくことをめざしています。また、計画を効果的に推進していくために、社会情勢や課題等に応じて重点的に取り組む事項等を、障害福祉計画で定めながら実施していくものとしています。

こうした状況をふまえ、新体系のサービスへの移行を完了する平成23年度を目標年次として、障害福祉サービス等を的確に提供していくための方策と、障害者長期計画とも連動して障害者支援を推進していくために取り組む事項を定めるよう、第2期の障害福祉計画を策定しました。

2. 計画の位置づけ

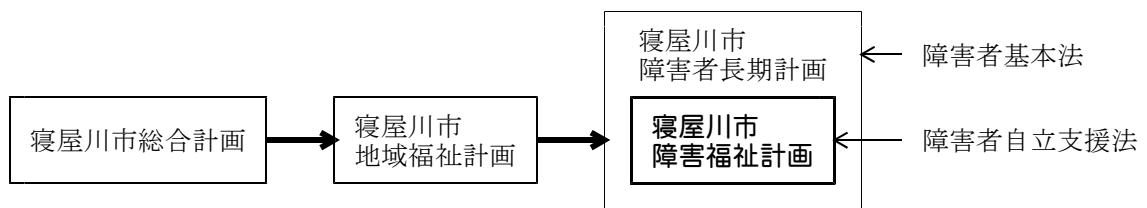
この計画は、障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画であり、本市のまちづくりの基本方針である「寝屋川市総合計画」、保健福祉のマスタープランである「寝屋川市地域福祉計画」との整合性にも配慮するとともに、国や大阪府の基本指針をふまえて策定しました。

また、本市における障害者支援の基本方向を示す「寝屋川市障害者長期計画」を具体的に推進していくための計画として、3年間に重点的に取り組むべき事項等について

でも盛り込みました。

なお、障害者自立支援法の見直しに係る検討が社会保障審議会ですすめられ、平成21年度以降に制度の改正が予定されていることから、この計画に記載した内容については、新たな制度に対応するよう適宜見直しを行いながら、推進していくものとします。

障害福祉計画の位置づけ



3. 計画の期間

この計画は、障害福祉計画の策定に係る国の基本指針に基づき、平成21年度から平成23年度までの3年間の計画として策定しました。

障害福祉計画の期間

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	→
寝屋川市障害福祉計画 (第1期計画)			寝屋川市障害福祉計画 (第2期計画)			寝屋川市障害福祉計画 (第3期計画)			寝屋川市障害福祉計画 (第4期計画)			→
10年度～寝屋川市 障害者長期計画		寝屋川市障害者長期計画 (第2次計画)									→	

4. 計画の策定方法

この計画は、「寝屋川市障害者長期計画」と密接に連動して策定・推進していくよう、公募による市民および当事者・事業者等の関係団体・機関代表者等が参加する「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」における意見交換をふまえて策定しました。

また、市民の意見を広く聴くため、計画素案に対するパブリックコメントを実施するとともに、当事者のニーズを広く把握するためのアンケートや事業者・関係団体等へのヒアリング等を実施し、「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」での意見交換に反映しました。

5. 計画の進行管理

この計画は、「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」において、計画に基づく事業の推進方法に関する検討や、進捗状況の点検・評価などを行い、「寝屋川市障害者長期計画」と連動して推進していきます。

また、「障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項」をはじめとした各々の取り組みについては、「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」と一体的な運営を図っていく「寝屋川市地域自立支援協議会」の全体会、部会、ワーキング、プロジェクトチーム等を通じて、市民、関係団体、事業者等との役割分担と協働のもとで推進していきます。